

仕様書 別紙 1 (参考) 令和 2 年度実施分
※令和 3 年度については詳細検討中 (実施を見送る可能性あり)

「地域と宿泊施設の連携事業補助制度」の概要

1 目的

地域団体等と宿泊施設の協働による取組を支援することにより、宿泊施設と地域との調和を図る。

※ 地域団体等：特定の自治会・町内会，学区自治連合会，商店街，NPOなど

2 募集

「地域協働・貢献型宿泊施設促進制度」広報発表と同日から募集を開始し、随時申請を受け付けるものとし、予算がなくなり次第、受付を終了する。

3 補助対象者

地域団体等と宿泊施設が連携して地域の活性化に資する取組を実施しようとする以下の者

- (1) 旅館業法許可施設（「旅館・ホテル」，「簡易宿所」）
- (2) 住宅宿泊事業法届出施設（「民泊」）
- (3) 地域団体等

※ なお、宿泊施設においては中小企業者に限るものとする。

4 補助対象事業（補助率：対象経費の 1 / 2 以内，補助上限額：500 千円）

- (1) 地域団体等と宿泊施設が協働により実施する地域の活性化に資すると考えられる以下ア～エの事業を新たに実施又は拡充するにあたっての広報経費（ホームページの新設や充実，パンフレットや標識の作成など，広報・周知に係る経費）

ア 宿泊客への地域の飲食店等と連携した宿泊サービスの提供

（例）宿泊施設周辺の飲食店や銭湯等と連携し，割引券を発行するなどの取組に係る広報経費

イ 宿泊客への地域の食材を活用した地産地消サービスの提供

（例）宿泊施設近隣で採れる野菜等の食材を使った新たに開発したメニューの周知に係る広報経費

ウ 宿泊客への地域の観光資源を活用した観光ツアー等のサービスの提供

（例）宿泊施設近隣の観光資源を巡る京都市ビジターズホスト等を活用したモニターツアーの周知に係る広報経費や新たに作成したツアーマップの作成経費

エ 地域の催しにおける宿泊客と地域との交流促進

（例）宿泊施設周辺の自治会等が開催する地蔵盆に宿泊客を招待するなどの取組に係る広報経費

- (2) ア～エ以外で，市長が特に必要と認める事業の経費

5 申請

京都市公式ウェブサイト「京都市情報館」から，各種様式をダウンロードしていただき，必要事項を記載した書類を持参又は郵送にて提出。

なお，補助金交付申請に当たっては，主体と連携先（宿泊施設と地域団体等）による共同申請が必要。